

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 501

平成21年 1月19日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 京阪堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

経 営

税務会計

改めて問われる社外取締役の目的 独立性や人数のルールが焦点に

経済産業省は昨年12月に、日本企業のコーポレートガバナンス(企業統治)のあり方を検討するための研究会「企業統治研究会」を設置し、初会合を開いた。上場企業の社外役員(取締役・監査役)の独立性や社外取締役の導入人数など、企業統治を巡る各種課題を検討し、6月を目途に報告書をまとめる。企業統治問題はこれまで、社外役員の独立性(監督強化など)を求める少数株主や外国人投資家らと、経営の自由を主張する経済界との長い綱引きの経緯がある。

焦点の1つが社外役員の独立性である。現行の会社法では、親会社から上場子会社への派遣者も社外取締役になることは可能だが、投資家から「親会社の利益が優先される」などの指摘がされてきた。同研究会では社外取締役の資格をより厳正にして、独立性を確保できるルールづくりを検討する。また、社外取締役の人数をめぐる議論も開始する。そして取締役会に一定数または一定の割合の社外・独立取締役を導入することも検討する。今後は会社法など関連法の改正や東証の上場ルール制定に着手することを予定している。

現在、東証一部上場企業のうち社外取締役導入企業は08年度で約50%だが、今回の金融危機に際して社外取締役が経営の透明度や規律付けにどのくらい役目を果たしたかなど、あらためてその存在と目的が問われるだろう。投資増や企業成長を目論む経産省、経済界の目的は同一でも、各論で難航が予想される。

中小軽減税率を2年間4%引下げ 欠損金の黒戻し還付制度を復活

景気対策を最優先する2009年度税制改正では、中小企業対策として、中小企業に対する軽減税率の時限的引下げ、中小企業の欠損金の繰戻還付の復活などが盛り込まれた。

まず、資本金1億円以下の中小企業について、2009年4月1日から2011年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得の金額のうち、年800万円以下の部分の法人税の軽減税率を22%から18%に4%税率を引き下げる。

例えば、所得が年700万円の企業の場合、法人税が「700万円×4%」で28万円少なくなる。さらに、法人住民税は法人税に17.3%の税率で課せられるので「28万円×17.3%」で4万8,400円少なくなる。つまり、今回の改正で「28万円+4万8,400円」の合計32万8,400円の税金が軽減される。適用は来年4月から終了する各事業年度なので、もっとも早く適用できる法人は4月決算法人となる。

また、中小企業が赤字になったときに前年度に納めた法人税の一部を還付する欠損金の繰戻還付制度を復活させる。

現行は設立後5年以内の企業を除き2010年3月31日までの間に終了する事業年度において生じた欠損金額については適用されないこととされているが、2009年度改正では同制度を復活させ、中小企業全体に広げる。適用は、2009年2月1日以後に終了する各事業年度に生じた欠損金額が対象となる。

今週のキーワード

企業統治研究会

企業統治研究会は企業統治の現状を検証しながら、個別の課題について方向性を打ち出す。研究会委員は日本経団連、企業年金連合会、東京証券取引所、大学教授ら総計20名で、座長は神田秀樹東大大学院法学政治学研究科教授。幹事に法務省、金融庁。日本型企業統治(取締役会)は、欧州型の「監督機関」とは異質の「執行機関」の役割が強いとされる。会計基準等が国際基準で推移することが主流となる中で、今後監査システムに焦点が当たる時代になるとみられる。